

無線従事者規則の一部を改正する省令案に寄せられた御意見及び御意見に対する考え方

○意見募集期間：平成30年12月14日(金)から平成31年1月18日(金)まで

○提出された御意見の件数：15件

意見提出者
個人（13件）
一般社団法人日本アマチュア無線連盟
公益社団法人日本社会福祉士会

No.	意見提出者	案に対する意見及びその理由	総務省の考え方	提出意見を踏 まえた案の修 正の有無
1	個人①	<p>「総務省総合通信基盤局電波部電波政策課」が提唱している内容では、「無線従事者規則第四十五条（免許を与えない者）」の領域での「精神の機能に著しい障害を有する者」等は、障害及び傷病の区分での詳細を明確にするべきと、私は考えます。具体的には、私の「障害（傷病）」の状態では、「高機能自閉症広汎性発達障害（成人の自閉症）」で有り、「学習障害（LD）」における「失読症（ディスレクシア）」で有り、「癲癇（エPILEプシー）」等は、無い状態です。例えばですが、精神の障害とは、妄想の障害における「統合失調症（スキゾフレニア）」等の場合や感情の障害における「鬱病（デプレッションディゾア）」等の「双極性障害（躁鬱病）」の場合が、挙げられます。要約すると、総務省側は、精神の障害における詳細を明確にするべきと考えます。</p> <p>「何故？（Why）」について、「精神の障害に問題が有るのか？」の概念を検討するべきです。「どの様（How to）」について、「政策を深慮していくか？」を検討するべきです。</p> <p>「総務省総合通信基盤局電波部電波政策課」が提唱している内容では、「無線従事者規則第四十五条（免許を与えない者）」での「精神の機能に著しい障害を有する者」では、「誰が？（Who）」が判断する事での基準について、詳細が必要と私は考えます。要するに、「誰が？（Who）、どの様に（How to）」に対して、「障害（傷病）」での「判断の基準を認定するの事なのか？」を提唱するべきです。「総務省側（官公庁側）」が、免許を取得しようとする者に対し、「障害（傷病）」の履歴での有無について、事前に宣誓書を書かせる事が望ましいと考えます。具体的には、「医師及び歯科医師」等が独自に、「免許を与えない者の選別をするのか？」等の状態が挙げられますし、「総務省側（官公庁側）」等が独自に、「免許を与えない者の選別をするのか？」等の状態が挙</p>	<p>ご指摘を踏まえ、無線従事者規則（平成2年郵政省令第18号）第45条第1項第2号を、より限定した書きぶりに修正します。</p> <p>無線従事者の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者を除き、電波法（昭和25年法律第131号）第41条第2項各号に掲げる要件を満たした上で免許の申請を行えば、免許を受けることができます。</p> <p>なお、事後的に電波法第79条第1項各号に該当するに至った場合には、同項に基づき、措置する可能性は有り得ます。</p>	有

No.	意見提出者	案に対する意見及びその理由	総務省の考え方	提出意見を踏 まえた案の修 正の有無
		<p>げられます。要約すると、総務省側の法令基準には、「矛盾点（パラドックス）」が有ります。「精神の障害（傷病）」の場合は、「医師及び歯科医師」等で無いと、確認でき無いと考えます。財政コストが掛かるので、「総務省側（官公庁側）」が、免許を取得しようとする者に対し、「障害（傷病）」の履歴での有無について、具体的な「障害名（傷病名）」に該当する事が無い状態での、宣誓書を事前に書かせるべきと考えます。</p>		
2	個人②	<p>聴覚・音声・言語機能障害をもち、補装具で機能がある程度回復し、業務に従事するに当たり支障がない状態になった場合には活躍できるようになるため賛成。</p> <p>精神の機能に著しい障害を有するもの（改正前での精神病患者）に関しては補装具により精神障害により物理的機能は補完できるものの正常な判断能力などの有無を判断することは困難であると思われる。また、薬剤によって一時的に正常な判断能力を回復できていたとしても無線業務に従事している間に薬剤の効果が切れてしまうことも考えられる。また、医療の進歩などにより精神病患者の状況が大幅に改善されたという事実もない。アマチュア無線業務に関してはそれにより金銭的利益を得ることはできないため、障害者の社会参画をめざすのであれば金銭的利益をもたらす資格の開放を先に行うことがそれにつながると思う。アマチュア無線は所謂「自己訓練や技術的研究のため」であり電波という重要な共有資源を使うということでは職業的無線資格と一緒にあるが生きるために必須のものではない。</p> <p>これらの理由により、いわゆる「身体障害者」の社会参画の機会を増やす意味では賛成であるが、できれば自動車の「眼鏡等」のように補装具を条件としての免許としていただきたい。</p> <p>精神障害者は様々な症状があり細かく規定するのも困難であるため従来どおり免許を与えないものとしていただきたい。</p>	<p>本省令案に賛同のご意見として承ります。</p> <p>なお、精神の機能に著しい障害を有する者に関するご意見については、意見 No. 1 の総務省の考え方をご参照願います。</p>	無

No.	意見提出者	案に対する意見及びその理由	総務省の考え方	提出意見を踏 まえた案の修 正の有無
3	個人③	<p>原案に賛同します。</p> <p>「視覚、聴覚、音声及び言語機能に著しい障害を有する者で補装具等を使用しても当該機能の回復が困難な者」であっても、操作する無線設備によっては支障が無い場合が増えている現状、例示に在った「ドローン」のような通信を考慮すれば、身体障害要件の緩和は歓迎するものです。たとえば、無線従事者規則第45条第3項第3号に該当する例としては「目が見えない者で口が利けないもの」が考えられる。この場合は「現行規則では第四級アマチュア無線技士と第三級陸上特殊無線技士の免許を受けることはできない」が、「合成音声ソフトウェア」による、あらかじめ用意した文章を読み上げることによる通信や、将来人工声帯が実用化された際に、これの使用を許容するならば「無線電話による通信操作が可能になる」ので、同号に該当する者でアマチュア無線技士の資格取得を目指す者にとっては「モールス符号の知識は第四級アマチュア無線技士では問わない」ことは負担軽減になるので歓迎する。</p> <p>さらに「あらかじめ録音した通報を選択する方式」の無線局（総務省告示第391号に規定する無線局等）の操作は第三級陸上特殊無線技士以上の免許で操作できるものが在ること、ドローンの商用利用時に使用する無線設備によっては第三級陸上特殊無線技士以上の資格を要求される場合が在ることを踏まえれば、当該第三級陸上特殊無線技士の免許要件の緩和は歓迎します。</p>	<p>本省令案に賛同のご意見として承ります。</p>	<p>無</p>
4	個人④	<p>ドローン操作に関係しない身体の機能は、聴覚・言語であることは明白であり、また、現行の四アマや三陸特の従免試験において出題されているPTTやスケルチ、変調などの設問は技適を取得したドローンの操作に関わらないことから、このような無線設備の操作に合致させた簡易な従免を早急新たに創設するべきである。</p>	<p>今後の参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>

No.	意見提出者	案に対する意見及びその理由	総務省の考え方	提出意見を踏 まえた案の修 正の有無
5	個人⑤	<p>以前、口頭で御省にご意見を申し上げた内容となっており、大変、感謝申し上げます。概ねこのとおりで良いと考えます。</p> <p>以下の点について、申し述べます。</p> <p>(1) (案)第45条第3項の精神障害(知的障害者を含みます)の「補装具等」について、何を指しておられるのか具体的に教示願います。</p> <p>精神障害者には基本的に補装具が必要がありません(一部のてんかん患者等に頭部創傷等を防ぐための防具というものはあります)。通常生活において、薬物療法、心理療法及び生活習慣指導によるものがほとんどで、何かの「物」をもって、矯正するようなことは、無線局運用上においては通常考えられません。</p> <p>よって、(案)本条第1項第2号の身体障害者の補装具というところに引っかかるため、やむなくこのような書きぶりをするのは、私自体、旧郵政省の法令担当であったため、理解はするものの、精神障害者が現時点の技術において補装具のようなものを使って運用することは、現実的にはあり得ないものと考えます。若しくは、脳波や筋電をもってモールス符号を打ったり、PTT回路の開閉を行ったりすること等をもって補装具等という想定されているのであれば、その旨、パブコメの回答としてお示しいただきたいと思えます。</p> <p>(2) 本総務省令案の施行において、地方支分部局における資格免許事務、外部法人に委託実施する国家試験の受験資格及び講習(遠隔講習を含む)の当該法人による受験受講可否判断について、</p> <p>1) 何をもち、精神障害者が「与えない」規定の除外運用とされ、</p>	<p>本省令案に賛同のご意見として承ります。</p> <p>(1) について ご指摘を踏まえ、無線従事者規則第45条第1項第2号を、「補装具等」という用語を使用しない形で修正します。</p> <p>(2) について 意見 No. 1 の総務省の考え方をご参照願います。</p>	有

No.	意見提出者	案に対する意見及びその理由	総務省の考え方	提出意見を踏 まえた案の修 正の有無
		<p>2) 総務本省が地方支分部局及び当該委託法人にどのように指導されるのか の現時点の想定を具体的にご教示願います。 精神障害にあつては、うつ病、PTSD、統合失調症、てんかん、アルコール依存及び認知症まで幅広いのが概念的な現実です。知的障害にあつては、発達スペクトラムと言われる「程度の差」があります。医師の意見書又は罹患前に免許され別種の免許を受けようとする者にあつては免許申請時点で現実的に無線局運用ができていない事実をもって免許の条件とされたく、お願いするものです。</p>		
6	個人⑥	パブコメ募集案のとおり賛成いたします。	本省令案に賛同のご意見として承ります。	無
7	個人⑦	パブコメ募集案のとおり賛成いたします。	本省令案に賛同のご意見として承ります。	無
8	個人⑧	<p>改正の趣旨に賛同します。 なお、改正案の第45条第3項中「補装具等」とありますが、「補装具は、身体障害者、身体障害児及び難病患者等（略）の失われた身体機能を補充又は代替する用具・・・」（補装具費支給事務取扱指針について（平成18年9月29日、障発0929005、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）とされていることから、精神の機能に著しい障害を有する者の機能回復の例としては適当ではないと考えます。 本改正案により、身体障害（児）者については、障害名に係わらず重度であっても各級アマチュア無線技士の免許を与えようとするところ、同様に、国家試験に合格し、あるいは養成課程講習会を修了する能力を有する重度の精神障害（児）者（知的障害、認知症を含む。）には免許を与えるべきと考えます。</p>	<p>本省令案に賛同のご意見として承ります。 ご指摘を踏まえ、無線従事者規則第45条第1項第2号を、「補装具等」という用語を使用しない形で修正します。</p>	有

No.	意見提出者	案に対する意見及びその理由	総務省の考え方	提出意見を踏 まえた案の修 正の有無
9	個人⑨	<p>本案に条件付きで賛成します。</p> <p>今まで欠格事由で免許を得られなかった障害を持つ方が免許を得て運用できるようになることは無線局の運用人口が増加し活動の活性化につながり良いことと思います。</p> <p>実際の運用上の問題としては、2項3で示される方が健常者の方を相手方とした通信及び運用を想定するとトラブルの発生は否めません。健常者側が2項3で示される相手方とわかれば予め何らかの配慮が可能なので容易に判別する仕組みが必要と思われま</p>	<p>本省令案に賛同のご意見として承ります。</p> <p>なお、実際の運用上の問題については、今後の参考とさせていただきます。</p>	無
10	個人⑩	<p>このたびの、無線従事者規則の一部を改正する省令案につきまして、賛成の意見を送ります。とくに、第三級陸上特殊無線技士の資格が、身体障害の種類や程度にかかわらず取得可能になることは、障害者の社会参加、あるいは自己研磨などに大きく寄与すると考えます。もろ手を挙げて賛成します。</p>	<p>本省令案に賛同のご意見として承ります。</p>	無
11	個人⑪	<p>改正案に賛成します。</p>	<p>本省令案に賛同のご意見として承ります。</p>	無
12	個人⑫	<ol style="list-style-type: none"> 無線従事者資格を持ちながら精神障害を患い、現行規定では欠格事由に該当しうる立場であり、免許を返納しなければならないのか困惑した当事者として、今般の改正により精神障害者の欠格事由がより狭義となり精神障害者の社会参画の幅が広がったことを歓迎します。 陸上無線技術士および陸上並びに国内電信級特殊無線技士について、従前の定義による視覚、聴覚、言語障害の有無に関わらず操作できる業務があると考えるので、これら障害者の欠格事由について再考を求めます。同様に、海上及び航空特殊無線技士についてもこれら資格の操作の前提となる操縦士等免許の欠格事由も勘案し、欠格事由の緩和の検討を求めます。なお、通信士については今後緩和されうるものの現時点では現状維持が相当 	<p>1について</p> <p>本省令案に賛同のご意見として承ります。</p> <p>2、3、5について</p> <p>欠格条項の更なる緩和のご意見については、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>4について</p> <p>無線従事者規則第51条に規定する場合を除き、無線従事者の免許証を返納する義務はありません。</p>	無

No.	意見提出者	案に対する意見及びその理由	総務省の考え方	提出意見を踏 まえた案の修 正の有無
		<p>と考えます。</p> <p>3. 現行の国家試験は陸上無線技術士、陸上特殊無線技士、第二級以下の海上特殊無線技士については従前の欠格事由とされる障害のうち視覚障害者のみがハンディを負っている現状にあり、不公平です。少なくとも無線従事者規則第45条第2項の総務大臣または総合通信局長の判断を受けうるまでのスタート地点に立つまでは公平な国家試験制度の整備(点字試験の用意など)を求めます。</p> <p>4. 健全な当時に無線従事者資格を取得しながら後に障害を負い欠格事由に至った場合の免許の返納手続き、及びその後に障害(精神障害など)が回復した場合の再免許の手続きが不明確なので、明確化を求めます。同時に、障害を負い欠格事由に至りながら免許の返納を行わない無線従事者への罰則(象徴的なものであり料金が相当)の整備も必要と考えます。</p> <p>5. 今般のパブリックコメントの総論として、障害を抱えるアマチュア無線技士への思慮が厚くその他の無線従事者への配慮が乏しいことについて、その差別的取扱に失望を覚えます。</p>		
13	個人⑬	<p>本パブリックコメント募集要項にもあるように視覚・聴覚機能に障害を持っていても操作が可能な無線局が普及しつつある。改正後の規則では、当該障害を持つ者は、意見該当箇所で規定される免許(以下、第3項での免許という)しか取得できないが、第3項での免許以外で操作可能な無線局の通信方式にも、当該障害を持っていても操作が十分に可能なものがある。よって改正趣旨に鑑みれば、本改正案では不十分であり、無線従事者規則では、免許交付の欠格事由として当該障害を含めるべきではない。条件付きの免許(免許を受けようとするものが十分可能な通信方式に限定して免許を交付するなど)といった新たな制度を導入すべきである。</p>	<p>ご意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>	無

No.	意見提出者	案に対する意見及びその理由	総務省の考え方	提出意見を踏 まえた案の修 正の有無
14	一般社団法人日本アマチュア無線連盟	ICTの利活用を通じて趣味の世界が広がり、多種多様なメディアで交流が拡大していくなかで、障害者に門戸を開くことになる今般の省令改正に賛成します。	本省令案に賛同のご意見として承ります。	無
15	公益社団法人日本社会福祉士会	<p>今回の改正の主旨である、「身体機能に障害があっても補装具等を使用し当該身体機能が回復すれば無線従事者免許を与えることとし、また、視覚、聴覚、音声及び言語機能に著しい障害を有する者で補装具等を使用しても当該機能の回復が困難な者であっても、各アマチュア無線技士及び第三級陸上特殊無線技士の資格を与えることができるよう無線従事者規則の一部を改正する」という点については理解できます。</p> <p>しかし、具体的な改正案文には、以下のとおり不適切な点がありますので、検討をお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改正案第45条第1項第2号及び第3項に「精神の機能に著しい障害を有する者であって、補装具等を使用しても当該機能の回復が困難な者」とありますが、精神障害者は補装具費の支給対象になっていませんので案文の意味が理解できません。仮に、「補装具等」の「等」に居宅介護、相談支援又は医療など精神障害者への支援策が含まれているとしても、「補装具等」という表現は誤解を招き不適切であるので修正をお願いします。 ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第4条第25項によると、「補装具」とは身体機能を補完・代替するものとされており、「回復」させるものではありません。そもそも、機能が回復している場合は障害者とは認められませんので、適切な表現に修正をしてください。 ・今回の改正によっても、本規定は精神に著しい障害がある者に対する欠格条項であることは変わっておらず、「障害者に係る欠格条項の見直しについて」（平成11年8月9日障害者施策推進本部決 	<p>本省令案に賛同のご意見として承ります。</p> <p>ご指摘を踏まえ、無線従事者規則第45条第1項第2号を、「補装具」や「回復」という用語を使用しない形で修正します。</p>	有

No.	意見提出者	案に対する意見及びその理由	総務省の考え方	提出意見を踏 まえた案の修 正の有無
		定)の趣旨に照らすと不適切であると思われます。アマチュア無線による無線技術の研究や他者とのコミュニケーションは精神に障害のある方々にとっても有用であると考えられます。第45条第2項に「無線設備の操作に支障がないと認める場合は、適用しない。」とありますが、どのような精神障害の状態だと認められないか、判断基準を明確にするべきです。		

○提出意見数：15件